

人権施策等調査特別委員会

(令和6年7月4日)

## ○ 樋口博己委員長

皆さん、こんにちは。

時間は少し早いですが、皆さんおそろいですので、人権施策等調査特別委員会を開催させていただきたいと思います。

それでは、インターネット中継、よろしくお願ひしたいと思います。

昨日、今日と大変暑い中でありませうけれども、中は涼しいと思ひますので、熱い議論をお願ひしたいと思ひます。

先般、皆さんにお伝へしましたけれども、正副委員長で、この議論の、条例についての課題というか、問題提起をさせていただこうということで、資料を準備させていただきました。これは、現在の本市の人権に関する条例を検証した上で、時代や社会の変化に対応できるようにアップデートをすべきではないかというような議論の中で、委員間討議を重ねてきました。

こういったことを踏まえて、正副委員長と理事者と課題を共有した上で、条例改正に係る検討事項について、こういったものを正副委員長で問題提起をさせていただきたいと思っております。その上で、本市の人権施策がさらに充実した内容となるよう、委員会として意見集約をしまひたいと、このように思っております。

資料をアップロードさせていただいておまして、現在の四日市市部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例と、あと、三重県の、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例と、これを対比させていただいて、正副委員長で問題提起をさせていただいた内容を真ん中に配置をさせていただいておまして。

こういった流れの中で、まず、私のほうから簡単にこの検討内容について、問題提起をさせていただきたいと思ひます。その後、補足があれば理事者のほうからという流れでさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

まず、条例名ですけれども、三重県のほうは、人権が尊重されるという文言がありまして、ここは、やはり現代の流れの中で、やはり尊重という語句を盛り込むべきではないかというようなことを考えておまして。

上杉先生のお話で、差別の反対語は尊重だというふうにおっしゃられましたので、現在の四日市市の条例の中では、差別をなくすということは明確にうたっておりますけれども、

それだけではなくて、人権が尊重されるというところが大事ではないかなという問題提起であります。

目的に関しては、それぞれの表現があるかと思えます。

次に、用語の定義ですが、これは四日市市にはありませんので、三重県のほうは、差別等の語句の定義をしております。こういった定義も必要ではないかという中で、ちょっと戻っていただいて、目的のところ、四日市市でいいますと、1行目、2行目、この条例は、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約その他の人権に関する条約の理念と、その他の人権に関する条例、全般に人権を扱っているんだなと思っておりまして、三重県のほうも、不当な差別その他の人権問題ということで、広く、当然差別は駄目だという定義ですけれども、こんなようなことがある中で、次のページを見ていただいて、3の人権侵害行為、不当な差別というところの後に、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネット等）とありますけれども、こういったように、広く人権全般をカバーしている。

ちょっと理事者のほうにも、こういったその他の人権をどういうふうに捉えているのかということを確認すると、当時から全般的な考え方があると。現代でいうと、セクハラ、パワハラ、カスハラ、こういったこともやはり人権に関するのではないかというような捉え方確認しておりますので、こういった定義も、どこまで書くかはあれですが、こういった広くやはり人権全体的な定義を明確にすべきじゃないかというようなところでございます。

次の基本理念におきましては、これは三重県の条例はしっかり書き込んでおります。

四日市市のほうは、人権教育・啓発基本方針というものが別にありまして、ここに書いてあるという意味なんです、条例制定当時のことを理事者の方に確認すると、とにかく全般的な理念的なものをしっかり盛り込もうという中で、条例をまずつくって、その後で具体的なことを詰めてきたような経緯があるということでもありますので、ここはやはり、この基本方針を条例の中に盛り込むべきではないかなというふうな考え方でございます。

そのあと、県の責務、市の責務、これはあります。

次のページに行っていただきますと、市民の責務、県民の責務があります。

次の、事業者の責務、これが四日市市のほうにはございません。そこもやっぱり、これは明確にすべきではないかと。

その次の三重県のほう、特定電気通信役務提供者の責務ということで、これは、インタ

ーネット上の人権侵害、これは時代の中で、当時は不足していたんだろうなと思います。

その次のページの行政組織の整備というところで、三重県のほうはそれぞれいろいろ書いてあるんですが、四日市市のほうは非常にシンプルで、市は、施策を効率的に推進するため、行政組織の整備及び充実に努めるものとなっておりますが、ここは、あえて相談体制はしっかりと含めて、市の行政の組織体系は明記するべきではないかと。

またその下の、三重県との連携・協働、人権施策推進するに当たって、三重県と連携・協働していく姿勢を明確にすべきではないかということでもあります。

また次の、第二章の三重県の人権施策基本方針、ここもやっぱり四日市市のほうは後ほど人権施策推進プランというのをつくっておりますので、既存の方針、計画、プランを条例の中に盛り込むべきではないかということでもあります。

次のページに行きまして、第三章の不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備ということで三重県はあるんですが、これは、この後に相談体制というのがありません。先ほど申したとおり、こういったところも四日市市は人権施策推進委員会専門部会の中に相談体制部会というのがございますが、こういったことも明確にするべきではないかなと思います。

その一番下の第二節なんですが、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制と。ここが一番大きなポイントになるかと思うんですが、三重県は、後ほど出てきます第三者機関を設置しまして、ジャッジもして、助言等をやるということまでになっておりますが、四日市市でこれをどこまでするのか、設置するのか、三重県に任すのか、この辺はちょっと大きな議論になろうかと思います。

次のページもその流れでずっと来まして、その次のページ、これは、先ほど言った助言、説示及びあっせん、これは先ほどと同じような状況であります。

次のページに行きまして、下のほうで勧告、これも一連の流れであります。

次のページ、意見の聴取、そして助言、説示、これは一緒の流れであります。

次のページも同じで、その次のページ、人権教育の充実というところで、四日市市のほうは、条例の中で啓発活動の充実ということでなっておりますが、これは上杉先生の講演の後のやり取りの中で、やはり教育が大事だということでもありますので、これ、三重県のほうは条例にうたっております。しかし、四日市市のほうは、四日市市の人権教育・啓発基本方針ということで、これも後でつくって、これは見直しもされておるんですが、こういった教育は大事なので、教育も条例の中に盛り込むべきではないかという提案になりま

す。

次のページへ行っていただきまして、実態調査、これは条例にうたっております。

その次のページ、第三者機関の設置、これは先ほど口頭で、四日市市としてどうするのか、三重県に委ねるのか、このようなご議論、ご意見をいただきたいと思います。

次のページへ行っていただきまして、最後に、最近の条例は必ず定期的な検討、見直し条項があるんですが、これはありませんので、定期的な見直し条項は必要だろうと思っております。

こういった流れの中で、まず私の説明は以上であります。

副委員長のほうで何か。

## ○ 川村幸康副委員長

私も大体一緒です。

これを踏まえた上で感じるのが、大体、人権意識って心の問題やもので、特に、ルールを守るといのは誰でもが分かっていることなんだろうけど、本音と建前というのかな。本音と建前というのはやっぱり、うまく使い分けるとい言い方は悪いけど、あろうかと思っておるんですよ。

心の問題のところには踏み込めないんだけど、できれば条例というものが、こういう手続ができるということにおいて、そういう人権侵害があった場合は、何もなかったらできやんということから、一歩進んで具体的なところに入っていけるようなものにしたいなと思っております。

例が正しいかどうか、また間違っていたら指摘してほしいんだけど、議了日のときにやった諮問の問題ですよ。あれも、やっぱり行政的に、行政の中にパワハラか何かを取り締まる物差しさえあればやれておったんだけど、ないから司法の判断へ行ったと思ってるんですよ。あれが何かしらの対応策が行政内であったら、もうちょっと違ったけど、なかったから、物差しがない中で行政が動けやんもので、結局、司法判断を仰いで、今訴訟になっておるといことやと思うんですけど。

そういう意味でいくと、これができたことによって、その辺の部分が尊重されるような、本音と建前の中にルールをつくって、きちっとこれにのっとってやっていくというようなものがないと、見識がないと、私はつくってもなかなかそれは効果が発揮できやんだらあかんので、できればそれをつかさどる行政の皆さん方が、また逆に言うと、これがないと

私も動きようがありませんわというのは、ちょっと教えてほしいなと思っています。

それからもう一つ、委員長言われておったように、教育が大事って言っているんですけど、教育は、私、やっぱり時期やと思っているんですわ。小学校の時期なのか、中学校の時期なのか、その上の時期なのか。社会人になってからでも、どの時期なのか。また、自分の子供ができるときの時期なのか、孫ができるときの時期なのかによって、教育の仕方というのは随分違うなと思っているもので。

適切な時期に適切な教育をすると、意外に人生の中でそれがきちっと根づいて、うまく機能するんだけど、そこらの部分も一度もしよければ、行政のほうでも考える中で、それがあると、小学校までの間にはこんなことですよと。それは別に部落問題だけではなくて、ある程度人間としての尊重をつかさどれるようなものを、小学校低学年ではどうなのか、私は教育者じゃないで専門的知見はないで分らんけど、中学年でどうなのか、高学年はこうで、中学校へ入ったらこうで、高校へ入ったらこうというものが、ある程度この条例からひもといて、またそれが教育の中にも条例としての物差しを入れるようなもの。そんなものを目指したいなというふうに実は思っているんですよ。

だから、条例を起点にして、また別の分野へ広がるよりも、これが総本山になって、いろんな形で読み取れたらいいことかなというふうに思っています。取りあえず、そういう形のものを目指したいなと。

#### ○ 樋口博己委員長

教育に関しては、やはり条例の中で基本的なことをしっかりうたって、そこから具体的なものを。

#### ○ 川村幸康副委員長

具体的なものを。そうですね。

以上です。

#### ○ 樋口博己委員長

理事者のほうで補足説明がありましたら。

これ、皆さんにも申し上げますけれども、正副委員長で理事者と協議しましたけれども、あくまでもこれは正副委員長の投げかけの中で、理事者がどういうふうに整理したかとい

うことで、今回の資料を作っておりますので、あくまでも正副委員長からの問題提起というものの位置づけでありますので、ご了承いただきたいと思います。

その上で、もし補足説明ありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

## ○ 西川人権・同和政策課長

人権・同和政策課の西川でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、先ほどご提示をいただきました正副委員長案につきまして、今後、条例改正を検討していくに当たり、資料の中央列の網かけ部分の検討内容に関しまして、特に、議論のポイント、論点になりそうな主な部分につきまして補足説明のほうをさせていただきます。

まず、タブレット資料の1ページの上段でございます。

条例の名称に人権の尊重の語句を盛り込むことについてでございますが、まず、市条例の目的としまして、第1条の後半部分に、すべての市民が人として尊重され、明るく住みよい人権尊重都市四日市市の実現に寄与することを目的とする、と記されております。

また、市では総合計画の都市経営の土台、共通課題の基本的政策といたしまして、多様な人権を尊重するまちづくりを掲げております。

こうしたことからしまして、条例の名称に人権の尊重の語句を盛り込んでいくということは、方向性としては合致しているものと考えております。

条例の名称というのは、言ってみれば条例の顔に当たるものだと思いますので、現状の名称を変更する、しないも含めまして、今後ご議論いただければというふうに考えております。

続きまして、資料の1ページ下段から2ページ上段にかけての用語の定義についてでございますが、三重県条例におきましては、不当な差別や人権侵害行為等について定義づけがされておるところでございます。

こうした状況の中、市として独自に定義づけしていくのかどうかというところと、もし仮に定義づけしていくとすると、どの範囲まで条例を適用するかというところも含めてご議論いただければというふうに考えております。

続きまして、タブレット4ページの一番下から5ページにかけてのプロバイダの責務の欄でございます。

これにつきましては、先般、国のほうでプロバイダ責任制限法が改正されまして、新た

に情報流通プラットフォーム対処法が公布されたところでございます。

今後、施行に向けて、国のほうでルールが明確化されてくるものと考えられますことから、こうした流動的な状況にある中で、この内容をどこまで盛り込んでいくのか、盛り込んでいくかどうかということも含めまして、ご議論いただければというふうに考えております。

続きまして、資料の5ページ下段の行政組織の整備についてでございます。

本市では、人権施策推進本部の下、人権施策推進委員会を組織しまして、相談体制部会等の専門部会を設置しまして、全庁を挙げて人権施策を推進しておるところでございます。

この仕組みにつきましては、その時々の人権課題の状況によりまして変化することも考えられますことから、個々の組織を具体的に条例に位置づけていくことの適否につきましてご議論いただければと考えております。

続きまして、資料6ページ中段の既存の方針、計画、プランについてでございます。

本市では、現在のところ、人権施策推進プランや人権教育・啓発基本方針をはじめ、様々な計画や方針に基づいて人権施策を進めております。

複数の計画や方針等がございまして、また、人権課題の変化に応じて、これらの計画、方針等も変わっていく可能性がありますことから、それぞれ個々の計画、方針等を上げていくことの適否につきましてご議論をいただければというふうに思っております。

最後でございますが、少し飛びまして、タブレットの15ページの下段からの審議会、調整委員会等の第三者機関の設置についてでございます。

三重県条例では、人権施策について調査審議を行う人権施策審議会や差別事案について調査審議を行う差別解消調整委員会の設置が規定されております。

特に差別解消調整委員会につきましては、差別事案における県の仲裁制度に関係するものでございますが、一方で、国におきましても法務省の人権救済の制度が設けられております。

この辺りのことについて先日、三重県の担当課に問合せをしましたところ、国やその他の機関が扱った事案については、三重県では重複して取り扱わないとの回答がございました。

このように、国や三重県の制度が存在しておりまして、それぞれの利用の重複が制限される中で、今後、市として差別解消調整委員会のような組織を独自に規定していくかどうかというところが議論のポイントになってくるのではないかなというふうに考えておりま

す。

条例改正に係る検討事項につきましては、私からの説明は以上でございます。

## ○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

このような形で問題提起をさせていただいたということでございますので、委員の皆様から、ご意見、ご発言をお願いしたいなと思います。

## ○ 加納康樹委員

取りまとめありがとうございます。

大筋では、この方向性でぜひ、少しでもブラッシュアップというのか、何というのか、条例が改正できればいいなと思っています。

数点、2点かな、思うところだけ言わせていただくと、5ページから6ページに関して、まず5ページ下から6ページ上のところで三重県との連携・協働云々というところがあります。最後、今理事者が説明してもらったようなことはあるのかもしれないんですが、私個人的には三重県との協働とかなんてうたう必要もないし、そんなことは関係ないと思っているのが本音です。

なぜかという、5ページの下のほうにある枠囲いの真ん中というか、上から2番目のところで、四日市市でいくと行政組織の整備というところで問題提起してもらっておるんですけど、これ、三重県のところの三重県議会の議員、知事その他の県の公務員の責務と対比にならないような気がしてしょうがないというのが一つ。

それと、ぜひ四日市市のほうでお願いしたいのが、あるように県の公務員の責務というところを、三重県のほうは明示してもらっているんで、ぜひそれを四日市市のほうにもきちんと書くべきだと思います。

何たって、三重県は、こういうふうに書いておきながら、説示をやらかしてしまったという情けない自治体、団体でありますので、ぜひそこのところは戒めとして四日市市のところにも市の公務員の責務というのは明示をすべきという項目を、この行政組織の整備というものとはちょっと違う形で、書かなきゃいけないのではないのかなと、全体的に見て細かいところですが、以上だけ思いました。

○ 樋口博己委員長

三重県との協働は必要ないということは、四日市市として独自で第三者機関的なものがあるべきだという意味ですか。

○ 加納康樹委員

さっき、理事者のほうで、何とかの機関が重複しないようにというのが最後あったので、そういうところでは重複しないようなことはあるんだけど、人権に関するところというのを、三重県にへりくだって協働してやる姿勢なんて示さなくて、四日市市でちゃんとやればいいと思う、ただそれだけです。

(発言する者あり)

○ 加納康樹委員

重複してもいいし、別に三重県関係なしに四日市市でちゃんとやろうと。

○ 樋口博己委員長

市の責務とはまた違う観点の市の職員の責務という意味ですかね、そうすると。

○ 加納康樹委員

そうそう、それをぜひ。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

他の委員の皆さんはどうでしょうか。

○ 川村幸康副委員長

さっき加納さんから説示の話が出たんですけど、説示が出て、三重県がそういうふうにあれしたけど、結局、ただけですわな。罰則も何もないんですから。

実際に、今度は逆に、部落差別をされたほうの団体なんかから見ると、結局これができて、三重県が説示にするから、昔でいう、糾弾とかそんなことではないんだけど、そ

ういう団体が直接的にその人になぜしたんですかとか、そういう確認はできないそうなんですわ。

ある意味、三重県知事のほうで説示を出すから、その団体は出せない。

だから各そういう人権団体や何かありますよね、いろんな諸団体が。それが昔だと、例えば、今日の今日やと、国家賠償請求をされた旧優生保護法の団体なんていうのが、おかしなそういうことをした人に交渉に行けとったけど、これは今やったら、例えば説示みたいなものを出すと、そこの団体はそういうことに行けない。国からそうやって言ってもらっただけというのやで、民主的といや民主的な手続をしておるんだけど。という話がある中で、一つ知りたいのは、規則的に、今加納さん言われるように、そういったことがあったときに、三重県の差別解消調整委員会じゃなくて、四日市市独自の差別解消調整委員会があって、四日市市で独自に判断していけるということでええのでしょうか。

というのは、そういうものを条例でつくれば、それはいけるという判断でええんかな。どちらなんだろうと思って。

#### ○ 樋口博己委員長

四日市市独自にそういうルールがある中で、どこまで……。

#### ○ 川村幸康副委員長

屋上に屋上を重ねてええんですかということですか、それが法的に。それちょっと重ねておるもので、三重県がこれ、かぶされていますやんか、市町村に。市町村の責務やあんなのも三重県がやれという話はよく分かるんだけど、そこを四日市市は四日市市でやらせてもらう中でいいのかどうなのか、法的な位置づけはどうなってくるのかなと思って。

#### ○ 西川人権・同和政策課長

人権・同和政策課、西川でございます。

三重県におけます差別解消調整委員会でございますけれども、こちらは国の法律に基づく組織ではございませんので、三重県独自でつくられた組織でございますので、それを四日市市でも独自に設置することは法的に問題ないものと考えられます。

以上でございます。

## ○ 川村幸康副委員長

例えがちょっと適切でないもので、考えながらしゃべるんやけど、今、昨今話題のパワハラ問題みたいながありますよね。そうすると、今の四日市市議会が議員発議で出したやつは、うがいをしましょう、手洗いしましょうという程度やったもので、処方箋はないんですわな。処方箋がないもので、要は、どうしていこうというにも非常に私は難しいことしておると思っておるんですわ、今。別の事と流れとしては。

やっぱりある程度、民主主義の手續というのは、そういう決め事とか条例とか法律があって、それにのっとってやってくということが一つの流れなんかなって思う中でいくと、それが無いもので、市のほうは諮問という形で、司法のほうへ判断が行ったんやわな。

だから今回の場合でも、この三重県条例の中で、説示はしてもらったんだけど、これ、それでも、いや、我慢ならんとなったら、司法判断に訴えて、されたほうの団体なりいろんなところが、訴えていけることなんだろうなとは思っているんですよ。

けど、説示したで、裁判所も一遍様子を見ておきなさいって言われるのかも分からんし、そこらはどういう位置づけでいったらええのかというのは、きちっと見定めておかんと、条例の中でその辺の解釈を、解釈というよりも判断だけはやっぱり要るなというふうに、私は正直、思っているんですよ。

私は、これは当事者ですからあれですけど、部落問題なんかでも、だんだんひどくなったりなんかするというのは、例えば差別しなさいって言われておった間は、あんまり差別なかったような気もせんでもないんですわ。イメージ的に。

解放令が出て、みんな平等ですよってなってから、差別されたほうがきついと思うんですわ。同じやのに差別されるという、心の問題でね。

だから奴隷の解放令とタイムラグがあったりする中でいうと、解放令が出てからのほうが様々なことで差別が厳しくなっていったというのを聞くと、制度やで差別をせなならんだというルールやったで、手続的に。今度はあかんですよって言ったにもかかわらず、するという、今回でもこれ、こういうことをつくって、説示までつくって、駄目ですよとっておった三重県の公務員さんがやるわけやで、確信犯なんやわな、これ。それに対して罰則は何もないというのは、いみじく思っておるところがあつてね、私は。

だから、条例やあんなのができても、本音と建前でいくと、最終的には司法判断に行くのかなという気もする中でな、確信犯やと。私はいっぱい名前がインターネットやらで出されておるけど、そんなのもう確信犯やわな。けど、私が訴えやんというのが分かってお

るで、有名税を払っておるのやで、せんのやけど。だから非常にそういう意味で、私は今回こうやって四日市市で取り組んでいく中でいくと、本音と建前の使い分けがないようにしたいなと思ってね。できたことによって何か知らんけど、確信犯が。

それと同時にそれはそういう人の問題と思って私は司法に行けばいいと思っておるの。

そうじゃなくて、多数の、一般の市民の方々に部落差別を含め、人権を尊重しましょうよというようなことが浸透していけばええなど。これはやっぱりそういう考え方が、二つ要るなとは思っておるもので。

だから極端な事例が出てくるとこうなるけれども、それとは別個にもう一個、そういうものが私は必要やというふうに思うのね。

この委員会の中で諸岡さんがよく言われていたんやけど、四日市市は、よくやっているんかって、よそから来た人が言うと。それをどう見るかなんやわ。二つ見方はあると思うの。

この間、勉強になったなと思うのは、報償心理と賠償心理というのがある。これだけ人権問題に取り組んで、これだけやったのに、これだけの成果が得られてもええやないかと思うんだけど、一方で差別するやつが出てくるとがっかりするよね。これだけのことをやったのにと。

今度はまたそれに対して、世の中というのはいろんなことが起こるのよね。賠償心理で、逆目が出るんよね。だから例えば、ネットなんかがそうなんさ。

これだけ俺が発信しておった、みんなにいいねを押してもらって、認められたいけど、無視されて認められやんと、今度は、今でいう迷惑系の何かを出して目立とうとして、それで、人にそもそも迷惑かけて見てもらおうと思うのやで、よくはないことなんやろうけど、そっちの心理に行く。

最終的にはやっぱりこういうものは、これだけ条例でも取り組んで我々がやっているんだけど、それは尊いことなんやけど、結果として成果が上がっていくものでもないというところがあるのは確かなんやわな。

その中で、一定の手續と条例にはうたわれる中で、行政マンが仕事をしていけるようなものが、やっぱり私は要るなと。我々もそれに従って、様々な人権を尊重できるようなものが仕組み的に要るなと。ここらを、少しやっぱり、条例の中に入れてたいなというのは、物すごく前々から思っておったもので。

だから、時々極端な例が出てきて、もうやめようよとか、それにも対応しようよって思

うことよりも、それは司法のほうに行ってもらって、というのが私の中にはあるもので、どこまでこれをやるかやわな。

だから、今でいう、その加納委員が言われるように、そっちはもう三重県に任しておいて、四日市市はもっとそっちじゃないほうのところで伸ばしていくのか。それとも、どうなんやというところは、一つの物の見方としては要るのかなって気がしておるので。

だから、特に四日市市に部落差別をはじめとするあらゆる差別を無くすことを目指す条例ができてから、今回やっぱり、樋口委員長が言われたみたいに、尊重というのはやっぱり一つのウイングを広げたような気もするもので、きちっと、もう一つ前へ行きましょうと。そのときに、これは条例やで、どっちを向いてそれを四日市市民に届けていくかということが一番必要なことかなと思って。

取り留めのない発言なんやけど、そういうのがあるので、ベースには。だから、今、加納さんが指摘してくれたような、罰則までいくようなものはもう三重県と国に任しておいて、四日市市はどうするかということ。意識啓発だけに走るのか、教育、啓発に。

でも、起こった場合、罰則ないんやでとっておるのや、俺はな。条例の中にならなくても。というか、うたえやんのだろうなとっておるんやわ。多分ハラスメントの条例なんかでも、うたえやんのやなとっておるんやわ、あれ。恐らく、どこどこの町長とかどこどこの何々さんが辞めて、あるいは社会的責任を取って辞めたぐらいでしか、やられたほうも訴えていないと思うんやわな、多分。それ以上にやられておったって訴えたときは、今度は司法に行くんやろう、多分。そこのところが忌ま忌ましいというかさ。だからハラスメント条例やあんなのつくっても、なかなか。そこの使い分けやわな。最終的には司法に行くんやろうで。

民事裁判で部落差別されましたと言っても、そこでそうやってやったとして、罰則規定ないで、おとがめはないんやわな、今のところ。

それ、今つくれという運動団体と、いやいやそれはあかんという団体の押し問答はされておる中でね。

## ○ 樋口博己委員長

ちょっと副委員長の発言を、ちょっと整理するというとあれですけど。

一つは発生した事例に対して、それをどう判断して、どう裁くかという感じのと、いやいや、発生そのものを抑制していくための教育なんだというものと、これをどちらの方向

で四日市市は、行くのかという問題提起でいいですかね。

### ○ 川村幸康副委員長

というのもあるし、もう一つは、三重県のほうでこういうものをつくった中で、論より証拠で、個別で説示せなあかんような問題が起きたのに、結局、それだけで終わったなという感じがしておるのやわ、正直に言った話。

いやいやそれで、そしたら、新聞には出たけれども、広くあれが三重県民に周知されて、四日市市民も知ることになったのかと。なったのかも分からんけど、そのぐらいかなと思って。

それなら、そっちの方向なんかどうなんやというのは、物すごい思いがあるもので。

だから、第一歩になったといえ、なったんやわな、説示という。でもそれは建前だけで、本音を言えば、説示を受けたんですわ。それやで、何やったのというのが私の本音の中にはあるもので。だからその人が、これからもうせんようになるのかというのは、もう確信犯なんやで、治るわけないんやで。そしたら、行政的にそれで何をするとしたら、行政的には何もできやんわけで、説示が限界で、だから、その被害を被った団体とかそういうところは、それでも罰則がないで訴えようもないのやわ、これな。今のところな。そういうところがあるので。

だから、私はできれば、四日市市は教育、啓発で、適切な時期にこういう条例で教育、啓発する部分のところと、あとは個別の相談で当事者が、これは部落に限らず、障害者差別とかいろいろな差別を受けたときに、それから女性が女性差別を受けたときに相談に乗ってもらって、そこで自分がバリアを感じやんとやっていけるようなことが、この条例さえあれば、やれるよという、そっちなんかなと思ってね。

そのときにやっぱり一義的に取り組んでいただくのは、行政スタッフがそういう担当部署をつくって、だからさっき加納さんが言われたように、行政の責務というか、倫理観とかを含めたこういうものは必ず要るのかなという気はする。

なかなか民間団体でできへんでき。広く集めた税金で雇った公務員にこういうことは努めてもらうことかなとは思うで。

### ○ 樋口博己委員長

ちょっと一旦。

いろんな問題提起があったところなんですけど、後半部分では、やはり四日市市としては、教育、啓発活動をしっかりやっていくのも大事なことだというようなことなんですけど。

ほかのことも含めてご意見賜りたいと思うんですけど。

諸岡委員、どうですか。

## ○ 諸岡 党委員

私、この委員会に去年から入らせてもらって、どんどんどんどん自信がなくなってきて、もう正直、休みたいぐらいに思っておるんですけど、そういうわけにもいかんで出てきておるんですけどね。

尊重なんていっても、尊重と尊重のぶつかり合いなんやと思うんですよ。権利もそうですね。権利と権利のぶつかり合い。

今でも覚えておるのが、10年ぐらい前かな、トリエンナーレという展覧会みたいなのがあって、そのときに、当時、特攻隊で死んでいった兵隊さんたちが家族に最後に送った手紙というのがあるんですよ。たろうよ、お母さんを大切に、頑張れ、みたいな内容です。そういう涙が出るような、その手紙をべたべた貼りつけて間抜けな日本人の墓というタイトルで展示されておった。

これは、私も自分の祖父が戦争へ行って死んでいますので、日本人としては物すごい侮辱なわけですよ。それで裁判をかけたんですね、団体が。人権侵害やと。死んでいった人たちを愚弄するなど。ところが裁判では、道徳には逸脱はしているけれども、法で禁ずるようなものではないということで、セーフになったんですよ。

これは要するに、表現の自由対人権の闘いやったんですよ。そのときは表現の自由が勝っておるんですよ、裁判では。

でも、そんなことをされた遺族の立場からしてみると、ふざけんという話なんですけど、でも、法律はそれ認めているんですよ。

例えばこの前、これも意見が分かれるけど、国会で永住外国人が税金を二、三年滞納したら、永住許可を取り消しますよみたいな法律が成立して、そこで幾つかの政党の人たちは人権侵害だ、外国人差別だというので反発をしたけれども、それも当事者からしてみれば、二、三年税金滞納したぐらいで何で取り消すんやと思うのは当然やとは思いますが、国際的に見たら、そんなの常識の話で、取り消されたのは当然の話だし。

どっちもお互い正義があって、権利と権利のぶつかり合い、尊重と尊重のぶつかり合い

なんですよ。

LGBTもそうですし、どんな分野でもやっぱりそれぞれの側でそれぞれの正義感があって、それを正しい、悪いってお墨つきつけられるのは、やっぱり裁判所しかないのかなと。さっきのトリエンナーレの裁判でも、私も裁判結果には不服だけれども、裁判所がセーフと言え、もうそれは仕方がないのかなと諦められるんですよ。

だけれども、それを例えば市役所がつくった第三者委員会とか、三重県がつくった第三者委員会が、それは駄目よと言われても、ふざけんなどいうので、そこからもう一丁、裁判にかけていくみたいなことになると思うし、裁判で逆転することもあると思うし。

そうすると、やっぱりどこまでいっても理念条例で、こういうのはやめましょうね、お互い尊重しましょうねという教育を徹底して行って、啓発をしていく程度が限界なんかなと。あんまり明確に定義づけて、これはアウト、これはセーフみたいなことは、市レベルでは厳しい。県レベルでも、正直厳しいんじゃないのかなと思います。

私も、本当に何が正解か分からんようになってきて、私もよく外国人学校の補助金は要らんやないかというのが持論なんだけれども、それは差別だという人もおるわけですよ。

差別と思う人は当然、私を差別者だと思われているんだろうけれども、私は世界的な標準の考え方にのっとって、それは要らんとおるだけのつもりなんだけど、差別になるので。

この問題は、本当に、真面目に考えれば考えるほど深くなって行って、どっちも甲乙つけ難いなという。いろんな人が、それぞれみんな正義感で戦っているんですよ。

みんなのことを大切にしましょうね、周りの人を大切にしましょうね、お互いの人権を大切にしましょうね、尊重しましょうねという、ふわっとした啓発、教育までが限界かなというふうに最近思うようになってきました。

ごめんなさい。取り留めのない話になったけれども。何か、難し過ぎる、私には。以上です。

## ○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

## ○ 川村幸康副委員長

諸岡さんの言われる難しいという中に、幾つかの難しさはあるんやろうけど。

例えば、やっぱりそういう意味からいくと、万能じゃないから人間って。全て知っているわけじゃないから、結局、部落問題のことでも、議会のメンバー、今日はここにおけるメンバー以外にも、例えば三十数名のメンバーがいて、部落差別のことをしっかりと知っているかといったら、意外にそれぞれの感想があると思うんですよ。したこともないし、受けたこともないしとか、部落差別を見たこともないという、妙な、そういうことが上辺ではあるんですよ。

でも、実態はやっぱり、どこかで、建前ではそうやって言いつつも、本音の部分ではあるやないかというのは、掘り起こせばあるんやろうけど、その部分が、今のところ、それぞれの個々の判断に委ねておるんですよ。

実は私は部落差別解消推進法というのは、今もあるよって、国は認めているんだから、この法の趣旨をやっぱり四日市市民も、それから最低限、例えばここでいうと三重県議会議員とか四日市市議会議員とか公務員とか教職員は知っておくべきやと思うんやけど、四日市市なんかでも今、多分市議会議員やと部落差別解消推進法の事細かな条文と内容を理解しているのは数%やと思うんですよ。できたのは知っておるぐらいで。

そういう意味でいくと、やっぱり行政マンの中でもアンケートを取るとやっぱり2割もないんさ。先生のほうがちょっと高いぐらいかな、教職員のほうが。そういう意味からいくと、何にも知らんとやっぱり判断もできやんもので、自分の過ごしてきた中での判断基準でいくもので、ずっと私は取り残されてきたような気がするもので。

特に、部落問題の場合でいうと、当事者にならんと、関わりは持たんから、主観的に。それが男女なり、障害者なら自分もなるおそれがあるし、自分の連れ合いなり自分の子供たちがなるというのは5割の確率があるわけやから、やっぱり当事者意識を持つというか、知ることができるという、ここらも含めていくと、今判断が迷うという話の中でいくとね。

やっぱり、このできた法律が、もう7年か8年たつんだけど、ほぼほぼ知っている人がいないという現実があるんやで、例えばここにも載っておる実態調査というのが条例の中にもあるんだけど、知ることからまず始めるということも、やっぱり、もう一つは要るんやわ。

知らんと、自分の判断だけでずっと動いておるから、知ってもらおうということも私は、重要な要素やなと思っておるので、そういう意味でいくと、ここに書かれておる、四日市市は適切に実態調査をするって言うておるけど、恒常的に、何年かに一度は実態調査するなり、毎年市政アンケートでは尋ねてはおるんやろう、人権問題のことは。どうなの、そ

の辺は。尋ねておるんやわな。尋ねていないの。

○ 樋口博己委員長

市政アンケートについて。

○ 森人権センター所長

人権センター、森です。

市政アンケートにおいて理解度という形で、人権の項目もあります。

○ 川村幸康副委員長

それがあって、結局集計されて、みんなにそれを広く知ってもらうようなことはしては  
ないよね。その結果で、例えば、男女の問題でこういうことがあったとか、部落問題でこ  
ういうこととか、今やとLGBT問題か、そういった形の中で、内容を。

○ 森人権センター所長

副委員長言われるように、詳細までなってくると、あくまでその結果というだけの報告  
にとどまっているかもしれません。

○ 川村幸康副委員長

だから、この条例施行によって、例えばそこを深く丁寧にやっていくというようなこと  
がうたわれれば、そういうアンケートの取り方になっていくよね、多分。

今はこれ、ないから、知っていますか、知りませんかぐらいの程度で終わっておるんや  
ろうけど。何か男女差別や人権侵害を見たことはありますかという質問があったりさ。  
時々、そういう三重県の調査やと出てくるよね、そういうのは。教職員とか公務員に対し  
ての質問は。それを一遍、市民にしてみるとかね。

○ 森人権センター所長

人権センター、森です。

市政アンケートという形では毎年、人権の項目があるのと、加えて、5年に1回、市民  
人権意識調査という形で、5年ごとに、先ほど副委員長言われたような、差別を見たこと

があるか、体験したことがあるかというような形での調査というのは、今年度、実施予定でアンケートの配布準備を今しておるところでございます。

○ 川村幸康副委員長

それも大事なことですのでやっていただきたいなと思います。

あと、そういうことに加えていくと、例えば、市議会のこういう特別委員会もそうやろうけど、周知の部分な。例えば、部落差別解消推進法を知っていますかというよりも、中身をどうやって周知していくかとか、それから、それは定期的に5年なり、3年なりに1度ぐらいずつ調査して足らんのことしたら、どういうことをせならんのかというようなことに動いていないような気がする、私は。

○ 樋口博己委員長

ちょっと副委員長、個別に入ってきていますので。

○ 川村幸康副委員長

ごめんな、行き過ぎたな。

○ 樋口博己委員長

四日市市の責務として、相談窓口は重視していかなあかんと思いますし、実態調査ということで、副委員長から問題提起いただいておったんですが、実態調査して、その先で判断を誰がどうやってするのかという話も諸岡委員から問題提起がありました。

これは非常に難しいところなんですけど、その実態調査について、村上委員、少しご意見を賜りたいんですが。

○ 村上 暁委員

実態調査ですね。三重県でやっているのを、四日市市でも独自にするかどうかというのは、僕もどっちがいいのかというのは、自分でもちょっとよく分からない部分があるんですけども。

三重県がやって、三重県全体と四日市市で状況が違うというのであれば、四日市市独自で設ける必要があるのかなとは思っています。

ただ、去年、問題になったテレビでそういった差別のことがあったとか考えると、それと、三重県で不動産の関係でそういう部落差別のことがあったということであると、三重県全体の問題と四日市市の問題も、そんなに違いはないのかなと思うので、三重県で今設けている第三者委員会、それを活用するという部分で特に問題はないのかなと思うんです。

ただ、四日市市は例えば外国人が多いという特徴があって、外国人の差別問題が出てきたと、そういったときに、三重県であまりそういうのがなかった場合に、四日市市独自の差別問題の解消に対して必要であるというのが出てきたときには、もしかすると四日市市独自の調査機関が必要になるかも分からないという、ちょっとその辺がどっちかというのは、正直あまり結論としては出てこないんですけども。

ただ、ほかの尊重の文言を入れるとか、個別のプランとかそういうようなものを条例に入れるという、そういったことについては、すごくいいと思いますので、進めていったほうがいいんじゃないかなと思います。

以上です。

#### ○ 樋口博己委員長

ありがとうございました。

#### ○ 諸岡 覚委員

この間、思いついて、今度の特別委員会でちょっと言ってみようと思ったのがあるんですけどね。

この前、まちだんというアプリで、議会事務局からこれを書いてくれというので、みんな書きましたやんか。あの中に、出身地を書くところがあったんですよ。

例えば、私なんかよそ者ですから、四日市生まれでも、育ちでもないの、いつも選挙のときによそ者批判を一定割合食らうんですよ。こんなこと言ったらあれやけど、候補者同士でも、四日市生まれ、四日市育ち、だからこそその郷土愛みたいなキャッチコピーでやられると、それ言われたら、俺、どうしようもないなみたいなことがあるんですよ。

こんな出身地なんか書きたくないなと思って、私、書かへんだんですよ。別にそれは差別でも何でもないと思うんですよ。わざわざ議会事務局が意地悪でちょっとよそ者議員をあぶり出したろうと思って出した設問でも何でもなく、さらっと設問項目に入れただけなんやけれども、それを書くのを嫌な人はおるんですよ。私は嫌やった。

でも、別にそれを一々、何で議会がこんな差別的なことを要求してくるんだなんて言うつもりもないので、別にそのまま流していたし、別にこのことをどうこう言うつもりはないんやけど。

差別と感ずるかどうかって、結構その人の置かれた立場で、主観によって違う。私は何か嫌やったなと感じたけれども、ほとんどの人はそんなところ何も気にせずに、四日市市富田地区とか、普通に書いておったと思うんですよ、出身地を。

例えば事例を調べるとか、現状を調べるといっても、調べた相手によって世間一般的に見たら何ら差別でも何でもないことでも、当事者は差別と思っておるか分からんし、もう一つ言うと、最近、いろんな何たらハラスメント、セクハラとかパワハラとかあるけれども、あんなのも、人によっては、ハラスメントというのは感じた人がそう感じたらそれはハラスメントなんだと言う人もおるけれども、いや、客観的に見て、それはハラスメントじゃないだろうと。さっき言ったその出身地を書くところだって、私は勝手に嫌やと思っただけで、客観的に見たら、そんなもの差別でも何でもないわけですから、出身地を書かせて何が悪いんやという話ですから、だから、そういうのを調べるのも難しいなと思います。どこまでいっても主観の話なので。

## ○ 川村幸康副委員長

私が個人的に言うと、中学校のとき、私らの地域は、かまぼこ板に名前と地区名を書かなあかんのね。自転車の椅子のところに。意外に抵抗あったな。私はね。何やろうな、これと思っておったけど、中学校の制度やったで書いておったけど。

それよりも、私もう一つ、四日市市の特性でいくと、これは私の主観やで、一遍データを調べてほしいんやけど、人口にしては、同和地区の住民の割合が多いのと違うかなと思って。だから、意外に、同和地区、同和問題の言葉を聞くとか、同和の講演会を聞くとか、人権の講演会を聞く機会はあるのと違うのかなというふうに、市内に4か所あって、そういう形ですので、分散していますので、ちょうど本当に、地理的にも、ぽんぽんぽんとブロックごとぐらいに四つに分かれてなっているんで、四日市市民からすると、意外に知ること多いもので、その分だけ四日市市独特のそういう心の基準というか、イメージというのは持っているのもあるのかなと。

それと、今、諸岡さん言われたように、意外に純粹にずっと四日市の人もおるけれども、2割か3割やっぱりよそから来た人もおるので、四日市市の場合は。そういう地域特性も

あって、土地に差別するようなものやと例えばそんなことがあったり、あと、障害者とか外国人差別というのでも、村上さん言われたみたいに、全国でも有数の集中しておる地域やもので、そういうのにも入っておったということでいくと、そういう問題があったりということで、三重県は三重県で細長いんやけど、その中でも、比較的四日市市はそういう意味で、そういう問題が起きやすいというか、そういうのを見聞きする確率は高いのと違うかなと私は思っているんですわ。

当然、三重県は、この辺で見ると同和地区は多いでね、人口は。三重県というくくりでも。これは京都府を中心にして多いわけやから。

やっぱりそういう意味でいくと、実態調査を踏まえていくと、よそとはちょっと違うようなことがようけあるんと違うかなと思って。

例えば私の隣町なんかでも、そういう意味ではないけれども、密接なつながりがあるでな。全くないという地域とはちょっと違うやろうなと思って。

#### ○ 樋口博己委員長

そうすると、四日市市は三重県というくくりの中でも、やっぱり四日市市の特徴があるという。

#### ○ 川村幸康副委員長

多分データを持っているんじゃないかな、行政的には。そういうものを。

#### ○ 樋口博己委員長

そういう面では、実態調査も一つは部落地域の皆さんの実態の調査というのもあるでしょうし、何か事例があったときの事例の実態を調査するという意味もあるでしょうし。

#### ○ 川村幸康副委員長

地区の周りやわね、そこの関係やでな、この問題は。

#### ○ 樋口博己委員長

この部落差別だけじゃなくて、人権を尊重するという面ではいろんな事例があって、それの実態調査をするという考えもあるんですけれども。

これを四日市市独自でどこまで踏み込むかという話なのかなと思いますけれども。

水谷委員、どうですか、今の議論を含めて。

#### ○ 水谷一未委員

この人権施策等調査特別委員会が本当に難しい問題だなというのと、あと、今までちょっとお話させていただいていた中で、教育の時期、そして社会人になってからの時期というのを、川村委員がおっしゃっていたんですけれども、本当に子供だけではなくて、大人が子供にはいじめは駄目だ、差別は駄目だと言うんですけれども、実際には大人がいじめだったり差別だったりっていうことを安易にしているというのが今の現状かなというの、本当に思うところがありまして。

だから、子供の頃に人権の教育を受けたとしても、やはりそこを忘れてしまったりとかすることもあるので、やはり社会人になってからも、会社なりで人権のそういう教育というのをしていただきたいというのは、その時期というのはすごく大事で、例えばですけど、ご結婚された方とかでこれから子供ができる、そういうタイミングであったりとか、入社をしたときの勉強会として、そういうことをしていただくとか、幅広くそういう勉強会というのは何かしていただけると、本当に共に生きるじゃないですけど、共生社会として、寄り添ったことがもっとできるんじゃないかなって、私はちょっと思いました。

それと、先日ちょっとテレビを見ていたら、学生の盗撮というのがすごく安易にされているということがやっていました。それも、何気なく、カメラを押してしまったら、女性が写ってしまったとかで、それを、SNSで上げたらすごくいいねが増えた。それを、子供たちが、やはり悪気があって撮ったものではないにしても、いいねが集まることで、すごく自分が何か優位に立ったというか、すごく目立ったということで、でも、当事者からすると、それをやっぱり上げられたことで、もうどこにも外に出られないということも起きているということを見たときに、本当に携帯についても、もっと学校教育がしっかり使い方なりをやはり指導していかないと、本当に気軽にそういうことが今起きているということに対しても、そういう教育もするべきであるなということ、ちょっと先日思ったので、そういうことも含めて、やっぱり行政の方とか学校教育関係の方にもそういった視点でしていただけるといいのかなと思いました。

#### ○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

1時間ほど議論してきたわけなんですけど、ちょっと一つ、二つぐらい確認をさせていただきたいんですが、まず一つは、教育については、別で人権教育・啓発基本方針となっているけれども、条例の中にこの理念としてしっかりと盛り込んだほうがいいじゃないかということ、教育に関しては、皆さんの意向かなと思うんですが、それはどうですか。

事細かく、理念としてしっかりと盛り込む。教育というのは子供だけではなくて、大人になってからも、啓発活動含めて、そういう条例の中に文言は必要ではないかというようなことは整理するということ、確認されたということによろしいですか。

文言については、またこれは我々がどこまで突っ込むかは別として。

(発言する者あり)

#### ○ 樋口博己委員長

そうですね、教育の内容ですね。

方向性としてしっかり条例に書き込んでいくということは、皆さん、よろしいですかね。

あと、相談体制、これは今も現実にありますけれども、しっかり組織として相談体制の充実というところも、これも皆さん方向性は同じかなと思うんですが、どうでしょうか。

#### ○ 川村幸康副委員長

相談体制の中でやっぱり、いるのは行政マンも入るのかどうなのかちょっとよく分からないんですけど、どういうのを想定したら。例えば当事者がやっぱり入るべきかなという気はせんでもないですよ。

例えば、諸団体の代表がええという感じでもないんだけど、ある意味、法的な根拠を知っておる人もいるだろうし、例えば、男女の問題なら男女の問題をずっと取り組んできた専門的な知見のある、それがそういう諸団体の人がいいのか、いやそうじゃない、もう少し学識経験の人がいいのかというのはあれなんですけれども。その辺はちょっと、それぞれこの委員の中でも、個別具体的にになっていくと分かれるところかなと思うけど、メンバー構成というのは、私はやっぱり大事なような。

#### ○ 諸岡 覚委員

それは第三者委員会の話ですよ。今、相談窓口の話ですか。

○ 川村幸康副委員長

相談窓口といっても、丁寧に扱ってくれる窓口もあれば、相談に乗ったよというだけで終わっていく。結局は、最終的にはつないでくれるかどうかが大なんやわな。

○ 樋口博己委員長

いわゆる聞き及んだという話なのか、相談を受けて、何らかの問題提起をして、整理までいくのかという話ですね。

○ 川村幸康副委員長

課題として聞き及ぶという話なのか、いやいや、相談を投げかけたんだから、ある程度、仕組みとしてこれをきちっと取り上げていくとか。そうでもないものもあるだろうしね。

その辺のところ、多分それを第三者に公表もしていかならんのかなと思う。名前は出さずに、こんなことがありましたというのは。そのチェックの目が入るとやはり、何らかの形で。

○ 樋口博己委員長

そうすると、相談窓口から相談内容の実態調査まで、どこまでいくのかって話ですか。

○ 川村幸康副委員長

例えば、この間も事例として挙げられていた、うちの地域からどこか行ったら、部落の人間やで出ていけって言われたときに、なかなかスピーディーには動けやんだよな、あのときの対応は。だからそういうとき、相談を受けたけれども、それぞれ行政機関やと押し付け合ってしまうところあるのやろうな。三重県に報告したって、もう、それでええってなってしまって、相談したほうは、なしのつぶてって話になると、味ない話やでな。

○ 諸岡 覚委員

窓口の話やとすると、現実的に窓口には絶えず専門家が20人もおれるわけがないと思うんですよ。

窓口はやっぱり1人か2人担当の人がおって、一旦聞きおいて、それを受けて、この問題やったらLGBT方面の人が適切やな、この問題やったら女性問題とか、そこで振り分けていくので、窓口は普通に1人か2人でいいんじゃないですか。

今言われておるのは、どっちかというところと第三者委員会の組織的な話かなと思ったんやけど。

#### ○ 川村幸康副委員長

いや、つながらんのさ、そこまでな。意外に。だから、三重県のほうで差別解消調整委員会ってありますやん。もう一個ありますやろう。人権施策審議会かな、大本を決めるほうの会と。二つあると思うんやけど、この辺の役割分担というのは、機能分担というのはしておるんやろうと思うんやけどね。

例えば相談窓口で相談したら、全て差別解消調整委員会にかかっていくわけでもないんやろう。

#### ○ 樋口博己委員長

そうすると、諸岡委員が言われるのは、相談を受けて、この案件は専門家の人たちはどういうふうに分かるのかという話。

#### ○ 諸岡 覚委員

そこから振っていけばええ話、窓口で。

#### ○ 樋口博己委員長

副委員長が言われるのは、その振られた人がどこまで分析して、事例を調査して、最終判断、ジャッジというか、マル・バツをつけるというか、これをどこまで四日市市がやるかという話だと思っていますけれども。

加納委員、この辺はどうですか。

#### ○ 加納康樹委員

条例なので、その細かいところの議論をここでする必要性を今、あまり感じずに聞いているんですけど。規定を第三者委員会だったり、調停するような委員会、審議会というの

をきっちりと条例の中に入れるということのコンセンサスは得られているので、いいんじゃないのかなと思います。

○ 樋口博己委員長

だから、川村副委員長が言われるのは、第三者委員会も設置するという意味合いでの発言ですか。だから、諸岡委員の発言は……。

○ 諸岡 覚委員

いや、ごめんなさい、私は相談窓口のつもりでした。

○ 樋口博己委員長

窓口ですね。だから第三者委員会のことの発言ではないということですね。

ちょっとだからこの辺が、いわゆる第三者委員会を設置するのかなのかは、もう少し議論が必要なのかなと思っております。

1時間以上たちましたので、一旦、休憩を入れさせていただきますので、ちょっとその辺を改めて皆さんにご意見を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

あの時計で午後2時50分に再開をさせていただきたいと思います。

14:41 休憩

---

14:50 再開

○ 樋口博己委員長

それでは、人権施策等調査特別委員会を再開させていただきたいと思います。

それでは、先ほども問題提起されました相談窓口を充実させる中で、その課題を、事例を整理して、それをジャッジまで持っていくのかなのか。

三重県はジャッジして、説示なりなんなりしますが、四日市市のほうで相談を受けて、その相談を、課題を整理してそこまでなのか、それ以上にジャッジしていくのか、というところなのかなと思うんですが。

諸岡委員、どうぞ。

## ○ 諸岡 党委員

例えば、私に言わせれば、月に何回か、無料の弁護士相談みたいなのがありますよね。あれではあかんのかなという気はするんですけど。プロの法律家の人を。それとはまた違うものが必要なんですかね。

## ○ 樋口博己委員長

ちょっと1回、理事者のほうで今の相談体制、その辺のところ、ちょっと説明いただけますか。

## ○ 森人権センター所長

人権センター、森です。

先ほど諸岡委員おっしゃった、無料弁護士相談は、市民生活部のほうでやっているんで、ちょっと詳細の回数までは、ちょっとこちらのほうでは把握はしていないんですけども、そういったものはやっているというのは確認しております。

人権センターのほうでは、常日頃から相談員を置いた上で、人権相談というものを庁舎開庁日において、全て行っておるという状況でございます。

## ○ 諸岡 党委員

その無料の弁護士相談は、月に二、三回やったかなという気はするんですけども、例えばそんなのをもっと充実させると、法律の専門家なら一番まともな答えが返ってくると思うんですよ。

例えば誰かが、私、こういうことで、こういうことをされて、私、これ、差別やと思うんですけど、どうですかね、それはと。それはもう明らかに差別ですねと。訴えるべきですよ。まずは市役所に行って、てきぱきと指示してもらう。

あるいは逆に、いや、あなたは、それは差別と思っているか分からんけれども、それ、多分法的にセーフ、問題ないですよと。あなたの思い過ごしですよ、みたいな。

てきぱきと弁護士に答えてもらえると、それが一番効率ええのかなという気はするんですよ。法律の知識のない市の職員とかが、あるいは、慈善団体の博愛主義者の人が、変にそれはいけませんね、かわいそうですね、差別ですねと言っておっても、いざ裁判になった

ら、問題ないみたいなことがあっても、気の毒な話なので。その辺、もっと充実していくということも一つの手かと。

それと、新しい条例とリンクさせていくみたいなのもありかなという気がしますね。

#### ○ 樋口博己委員長

ちょっとすみません。理事者のほうで、法律相談の範囲と人権のほうでの相談の体制と  
うか、相談があってどういうふうに対応しているか、ちょっと説明をいただけますか。

#### ○ 森人権センター所長

すみません。法律相談のほうの詳細と言われると、ちょっと私のほうで答弁はいたしか  
ねますもので、人権センターのほうで相談というのは、先ほどもお話ししましたように、  
相談員がおる中で受けております。

そういった中で、先ほどの市が行っている法律相談もあれば、法テラスという形で弁護  
士がつくっておる組織もありますので、そちらのほうの紹介もしながら、相談者が求めて  
おる内容に基づいてのアドバイス、支援等を行っているのが実情でございます。

#### ○ 樋口博己委員長

人権相談があった後、どのように対応されてみえるんですか。

#### ○ 森人権センター所長

その中で、先ほどの相談者の方が法律的な解決、法律的な相談をしたいという場合に、  
先ほど言いましたような形のの一つとして法テラスというものも紹介をしているところで  
ございます。

#### ○ 樋口博己委員長

人権としてどう取り組んでいるんですか。

法律的なことは法律としてなんでしょうけど、人権侵害を受けたいろんな相談を受けた  
場合に、あくまで法律として裁いてくださいという話なのか、人権施策として、審議会か  
何かでやっているんですよね、西川課長がおっしゃられた。その辺のところ、ちょっと説  
明いただけますか。

## ○ 西川人権・同和政策課長

人権・同和政策課の西川でございます。

相談の結果につきましては、先ほど人権センター所長が申しましたように、法律的な解決を望まれる場合は、法律の専門家をご紹介させていただいたりとか、あるいは、そのほかの事象については、そこの専門の部署につながさせていただいたり、あるいは、一般の人権に関わるような相談であれば、人権部署のほうでそれに応じた、例えば本人さんから事情聴取をもう少し詳しく聞いたりとか、その方々の周りにいらっしゃる関係の方々への教育、啓発をしたりとかということで、人権相談への対応ということでさせていただいています。

人権相談の内容につきましては、やはりかなりプライバシー、個人情報に関することが多いですので、人権施策推進懇話会であるとかそういった場で、具体的な相談の公表であったりとか、それへの対応をご審議いただくということはしてございません。

以上でございます。

## ○ 諸岡 党委員

ちょっと考えが浅かったです。

今、弁護士相談を使ったらどうやと言いましたけど、話を聞いておると、よく考えたら、みんながみんな法的な決着を求めておるわけじゃないんやなということを感じました。ちょっと今の私の提案を取り下げおきます。

## ○ 樋口博己委員長

一つの方法であるということですね。

## ○ 西川人権・同和政策課長

人権・同和政策課、西川でございます。

ちょっとその相談に関わる場所なんですけど、やはり、解決ということを求められる相談もございませぬけれども、意外に多いのが、ちょっとやっぱり疑問に思ったことがあるので、もやもやした気持ちになったのでこれを聞いてほしいというようなことがございまして、反対に大ごとにはしてほしくないとか、あまり解決を望んでの相談ではないんだけど、やはりこういうことを市の人権のところでも共有してほしいというような相談も結構

多くを占めておるところがございますので、現状そういったところで、相談者さんに寄り添ったような方向での相談対応をさせていただいております。

以上でございます。

#### ○ 樋口博己委員長

そういったところで副委員長のほうからは、しっかり現状で、相談者に対して寄り添って対応できているのかという疑問を提示されているということですよね。

#### ○ 川村幸康副委員長

当事者の意識からいくと、部落問題なんかもそうやろうけど、あとのほかの人権の問題なんかでもそうなんやけど、例えば部落問題の場合、特に分かりやすいのが、特別対策でも財政措置まであって、きちっと行政が動かなならんというときの体制の中で来ておったものですから、取組が、非常に有形無形の形で動いていたのが見えていたんだけど、財政措置がなくなってから、ある意味、教育、啓発を含めたものになってきて、その法律が終わってから、十五、六年たって、差別解消推進法ができたときに、その周知とか啓発とか案内も弱いし、なおかつ四日市市民でそれを知っている人もあんまりいないし、その法律だけは建前上つくってもらったんだけど、本音で言えば、それを使って行政施策がうまく機能していないんじゃないかって、私も思っているところがあるんですよ。

そのために今回やと、条例を使って、もう一つ、周知も含めて機能してほしいという思いがあるわけですよ。

だから、そういう意味では、相談体制なんかでも、行ったらやっぱりきちっと相談に乗ってもらって、こういうふうにしますよというようなものが、相談の向こうにはそういうものがないと。それは、諸岡さんが言われるように、法律だけで解決するような問題もあるかも分からないけれども、それ以外の形で聞いてもらって、こういうことがあったでと言ったら、そのとき、どこへつなげてもらって、どうそれを解決してもらえるのというのが見えないんやわな、今のところ。極端なことを言うとな。

#### ○ 樋口博己委員長

副委員長の今のご発言だと、相談を受けて、相談に対して対応はしたけれども、それは相談を受けたことに端を発して、それが具体で改善されるような施策につながっていない。

それをつなげるところまで必要だということですかね。

○ 川村幸康副委員長

要るような気がする。

○ 樋口博己委員長

ちょっと休憩時間にも話がありましたけど、同和対策事業の特措法でハード整備は終わったと。終わったと言うとあれですけど、進んだと。だけれども、やっぱり、人と人との気持ちの問題ではまだまだ改善が必要だという中で、いろんな課題が残っている。

やっぱり相談体制をしっかりと充実すべきだと。それぞれの相談事例に応じて、課題が出てくるだろうと。その課題に対して、今度、条例の中でしっかりと課題を解決するために推進できるようなもの、文言が必要ではないかというようなことですかね。

○ 村上 暁委員

ちょっと質問させていただいてよろしいですか。

さっきの話の中で、例えば男女いるのに明らかに、女性だけがリストラされてしまったとか、そういうことやと、差別やけど、もう法律関係やもので、弁護士さんとか労基に訴えてくださいというような話になると思うんですけど、例えばそうじゃなくて、こんな差別的な悪口を言われたとか、この間のテレビみたいに、この地区は何か変なことを言われたとかそういうので、例えば、自分はすごくもやもやしているんだけど、相手にそれは差別だと、よくないことだよというのを分かってほしいんだと訴えてきたときというのは、どういう対応をされるんですか。

○ 森人権センター所長

村上委員言われるような、相手さんがおるという場合に、それが当人さんとしても、相手さんに対して何らかの行動を起こしてほしいというような場合には、相手さんにお話しした上で、それについての対応というのは考えております。

○ 村上 暁委員

そういうことですね。そのときに、この三重県の第三者機関に判定してもらうためにつ

なぐとか、そういうことまではしていませんか。

○ 森人権センター所長

判定というと、ごめんなさい、ちょっと今ピンと来なくて申し訳なかったんですけど。四日市市のほうで聞ける話というのは当然聞いた上で、相手さんへの対応というのは考えておりますけれども、そこに、今、四日市市では説示というものが無い中では、教育、啓発という形で相手さんへの対応というのは考えておるところでございます。

○ 村上 暁委員

そうすると、四日市市は、あなたがしたことは差別ですよとは、相手の人には伝えるんだけど、相手がそれでも、分かりました、反省しますとか、そういう形ではない場合に、一番最初に相談してもやもやしている人が、全然相手は反省していないという、そういった、四日市市に相談してもそれが解決しなかったという場合は、最終的には三重県の第三者委員会に振るとか、そういうことでもないのですか。

○ 森人権センター所長

人権センター、森です。

三重県においても説示という形で、先ほどちょっと議論の中にありましたように、罰則とかそういうものが無い中では、あくまでその相手さんに対しての、内容についての促し、対応というのは行っているところで、三重県においての説示、いわゆる相手さんに対して話を行う、そういったところでの状況だと思っております。

○ 村上 暁委員

何度もすみません。例えば四日市市の場合は、相談を受けても、発表するという事はないですね、その相手を。発表されないということにもやもやしている場合は、三重県に訴えて、三重県は発表するので、やっぱりその違いということですか。

○ 森人権センター所長

そうですね。今、委員言われているように、そういう相手の公表というのを求めた場合については、三重県の条例に基づく説示というのは、その後のことが書いてありますので、

そういう形になるかと思えます。

#### ○ 村上 暁委員

そういうことで、その違いというのを相談された方にきちんと説明して、多分相談された方もいろんなレベルがあって、内々にしてほしい、相手に説得してほしい、もう許せないで世間に知らしめてほしいというレベルがあるかと思えますので、やっぱり僕は三重県の第三者委員会があることによって、こういった事象があった、これは差別でよくないということを発表するというのは、ある意味そういった差別されるマイノリティーの方々からするとすごく実的な罰則はないにしても、心にすごく勇気をもらえることだと思うんですね。

去年の土地のことについても、自分のところの土地が不当な理由で安いとか言われることにすごくもやもやしている人というのは多分少数だと思うんですけど、実際にそういう不当な扱いをされている方からすると、今回、三重県がそういった説示をした、公表したということはすごく力になることだと思うので、一定そういった、こういう第三者機関とかが必要だとは思いますが、ただそれを四日市市で持つかどうかということになると、またちょっとそれは、そこまで四日市市で持つものでもなく、三重県でせつかくあるなら、これを活用するのでもいいんじゃないかなというふうに思いました。

#### ○ 森人権センター所長

先ほど、ちょっと自分のほうで説明不足の部分がありましたもので、当然、四日市市のほうでそういった差別的な報告があれば、三重県にも報告は上がっていきますし、先ほど委員おっしゃっていただいたような事例の中で、相手さんがこういう形で説示を求めているという場合については、三重県に対して、その旨、四日市市からもちゃんと報告は行っているところになりますもので、四日市市が止めるということではなくて、四日市市としてその機能がない中で、三重県に対してちゃんと報告を上げた上で、相談者がそういうことを求めた場合については、説示という第三者委員会の対応というのは流れとしてはあるという形で認識いただければと思います。

#### ○ 村上 暁委員

分かりました。

○ 諸岡 党委員

例えば、誰かから市役所に、こんな人からこういう差別を受けた、こんな会社からこんな差別的な扱いを受けた、何とか指導したってもらえやんやろうかみたいな、そういう相談が来たときに、市役所はそれを受けて、その個人か会社か団体か分からんけれども、そこへ呼び出すのですか、行くのですか。最初のアクションは何をするのですか。手紙をするのですか、電話をするのですか。

○ 樋口博己委員長

現状で、そこまで仲裁とか、そういうふうにやれているのかという話ですね。

○ 諸岡 党委員

いや、今の話やと、相手にご相談をしてみたいなこと、その相談の第一報は電話で行くのか、はがきが行くのか、何で行くのかなど。

○ 森人権センター所長

人権センター、森です。

基本的にはお伺いする形になると思います。手紙というのがどうなのかは、ちょっと。お伺いする形だと思っています。

○ 諸岡 党委員

そうすると、変な話、世の中っていろんな人がおるので、相談に来た人が言うておることが全部正しいかどうかも分からんわけで、全くでっち上げの、あの人陥れたろうみたいな感じで来る人も場合によってはおるわけじゃないかと。そうすると、いきなり市役所のそういう係の人が、昼休みに会社へやってきたとか、あるいは自宅へやってきたみたいな形で、ちょっと差別の疑いがあるのでお時間よろしいですかみたいなことで来られたら、家族にも大恥かくわ、会社にも大恥かくわ、結局、全く問題ありませんでしたになったら、えらいことになるなという気がする。

いきなり行くんですよね、今の話だと。手紙も電話もなしに、いきなり行くと言いましたよね。

○ 樋口博己委員長

いわゆる相談者の一方の話を聞いて、それが事実という前提で行動を起こしているんじゃないかということですね。

○ 森人権センター所長

すみません。ちょっと誤解があったようで申し訳ありませんけれども、あくまで、こういうお話があったということで、相手さんのほうにお話をお聞きしに行くという形で行きますもので、相手さんもお名前を言ってほしい、もしくは言ってほしくないパターン様々ございますもので、こういうお話をいただきましたという形で、相手さんにお話をお伺いしに行く。そういった形で双方のお話を聞くという形になるかと思っています。

当然、双方の言い分というのは、先ほど諸岡委員言われるように、どれがジャッジできるものかというのは、正直、悩ましいケースがあるとは思っておりますけれども、あくまで双方の話を聞いた上でという形になるかと思っています。

○ 諸岡 覚委員

例えばそこで全く意見が食い違って、最初に相談に来た人は、こうこうこんなひどいことをされた。でも、行ってみたら、私、全くそんな人も知らんし、会ったこともないし、そんなの全然知らんのですけどみたいな話になったら、どうなるんですか。その人は、どこの誰なんですか、みたいな。全くでっち上げですよ、それは、みたいな話になったら。

○ 森人権センター所長

人権センター、森です。

そういったケースが今までになかったもので、想定はしていないんですけれども。

○ 諸岡 覚委員

例えば、そこまでは行かんでも、いや、それは相手はそう思ったか分からんけれども、私は相手の非常識な行動を注意しただけですよ、みたいな。よく、何十年か前にあったじゃないですか。何とかお婆さんとか、テレビで何かあったじゃないですか。あれでも、どっちもどっちの話があるんだけれども。

それで四日市市は、誰が判断して、どういう指導をするんですか。判断基準ですよ。

### ○ 森人権センター所長

人権センター、森です。

そういった場合の判断というのは、正直、悩ましい中で、あくまでも双方の言い分を聞いた上で、三重県とも相談しながらにはなりますけれども、双方食い違う場合については、双方の言い分というのを伝えた上で、相手さんが求めているもの、訴え人の求めているものに合致しない場合というのは、生じる可能性というのはあると思っております。

### ○ 川村幸康副委員長

私がここ30年来ずっと、そういった形の相談があったりなんかすると、例えば今四日市市の場合やと、昔は隣保館ってあって、今でいう人権プラザというのがありますよね、4か所に。あの人権プラザの館長なんかのところに、もし差別や何かあったら、その都度それはメモで、こんなことがあったとか、こんな差別的な発言があったのというような一つの記録はあって、私もそういう意味では、ある程度専門的、弁護士ではないけれども、そういうケースが分かったり、これはひどいねとかいう相談に乗ったら、三重県へ相談したとかいうのはあるのはあるんですよ。

ただ、そればかりじゃないから、本当に受けても、声が出しにくいときもあるので、もう少しそういう意味では条例できちっと相談体制を、どういうふうに行政がしっかりと行政の仕事としてやるのか。今やと、降って湧いたときにやるというような形の話の中で、例えば、4か所の館長さんが多分それぞれがメモして、それぞれの地元の自治会長さんに持っていったりとか、神前なら神前の同和教育推進協議会の会長さんとか連合自治会長ぐらいに、こんな事案がありましたって報告せなあかんような判断をその部局内ですて、それでもこれはちょっとひどいよねというのは、まだなかったけれども、今までは。引越しをしていって、出ていけというのは、ひどかったから三重県へ報告して、三重県から今度具体的にこういったことをしろと行って、その不動産業者には調査には行ったんだけど、そこまで終わったということやわね、これは。

だから、今回のことなんかは、やっぱりそういう意味では、その市町から三重県へ報告がされたということなんでしょう、これは。違うのかな。

三重県が市町から報告を受けたのか。三重県に直接行ったのか、どうやったんやろうね。

経過は知らないのやな。だからやっぱり守られておるのや、プライバシーは。

#### ○ 加納康樹委員

いろいろな議論をされていて、それぞれ重要なこととは思いますが、今の特別委員会で条例をとということで行くと、ちょっとそこまで議論をする必要ないと、繰り返しですが思っています。

私の解決方法として思うのは、今現行の四日市市の条例で行くと、第6条もしくは第7条のところに、同和行政推進審議会、人権センターというものを明記する、その明記の仕様によって何とでも解決すると思います。

以上です。

#### ○ 樋口博己委員長

今、四日市市でできていること、できることがあるので、それをしっかり条例の中で明記して、さらに縛っていくということですかね。

水谷委員、今までのところで、ご発言を。

#### ○ 水谷一未委員

先ほど、人権施策審議会とか差別解消調整委員会とかいろいろ教えていただいたので、すごく分かりやすいなと思ったんですけど、すみません、休憩の時間にちょっとお聞きしていたんですけども。

実際、一応、三重県のほうに相談されて、行政のほうも第三者委員会などもやっていたということも分かりましたので、本当にこの四日市市でやれること、そして三重県で今やっていたということも含めて、この条例、加納委員もおっしゃったように、分かりやすくしっかり、四日市市でもできることというのをきちんと一度出していただいて、検討していくべきではないかなというのはすごく今思いました。

相談窓口のこともそうですけど、川村委員がおっしゃったように、本当に声なき声という、本当に相談したいけれども相談できないという方がきちんと相談できる体制というのをしっかりつくるべきだと私も思っていますので、そこに向けて条例も含めて進めていけたらなと思っています。

以上です。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

やがて2時間になるところなんです、今日のところ、様々ご意見いただきましたので、ちょっと今日のご意見を整理させていただいて、このところは皆さん、方向性は一緒だなというところと、あと、ここはもう少し確認が必要だなというところを整理させていただきますので、次回、それを基にもう一回議論したいなと思うんですが。

○ 川村幸康副委員長

今、加納さんが言われておるような、人権センターがあるからそれでいいというもの、もう一個は、私は実は今回ここで気になっておったのは、人権施策審議会と、それから差別解消調整委員会と二つありますやんか。そんな三重県と一緒にようなものはなくてもいいとは思っているんだけど、今、行政的にあるのは人権施策推進懇話会と、もう一個何かあるよね。

○ 西川人権・同和政策課長

人権・同和政策課、西川でございます。

今、私ども人権・同和政策課で所管をしておりますのは、人権施策推進懇話会と同和問題についての同和行政推進審議会の二つでございます。

以上でございます。

○ 川村幸康副委員長

この二つをもう一遍再活性化する必要もあって、その上に置くと、この条例の中にはそれは位置づけていくべきかなと思っているんですわ。その辺も、少し確認はしておきたかったんです。

行政組織もあるんだけど、今、行政組織の中に二つの審議会がなかなかうまく機能していないもので、そこが機能すれば、三重県に近いようなものができるのかなとは思っている。

○ 樋口博己委員長

加納委員の発言はそういう趣旨でよろしいですか。

○ 加納康樹委員

それを条例の中に書き込む、その書き込み様によって何とでも有効に活用できるようになるので、そのように思っています。

○ 樋口博己委員長

ちょっとその辺、少し整理させていただきたいと思いますので、今日のところは、議論はこの程度で収めたいと思います。

それで、次の日程なんですけど、8月にこれからなりますし、9月になりますと決算議会も始まりますので、皆さんのお手元に、日程案ということで8月2日の議員説明会終了後というふうになっています。

ちょっと、なかなかこれ以外がまず直近で日程が持てないものですから、ただ、議員説明会も大きなテーマが三つあるというふうに聞いておりますので、どれぐらい時間が持てるかは分らないですけど、ちょっと今日の議論を整理したものを踏まえて、できれば1時間ぐらいと思っていますが、議員説明会の終了時間に応じては30分程度でも、少し持ちたいなと思っていますが、よろしいでしょうか。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

それで、その次の予定なんですけど、その次というと、もう8月定例会議会も始まりますので、これはちょっと口頭での提案になるんですけど、あと10月、11月に議論をさせていただいて、12月に議論の取りまとめをして、年内で収めていきたいなというふうに思っております。8月2日のあと、2回の日程をお願いしたいんですけど、まず、一つ目の日程案として10月8日火曜日、午前10時から、同じく10月11日金曜日、午前10時から、10月8日から10月11日のどちらか、両方とも午前10時からですが、どちらかをお願いしたいんですけど、ご都合の悪い日ってありますか。

○ 諸岡 党委員

私、10月11日がちょっと厳しいです。

○ 村上 暁委員

僕も10月11日がちょっと都合悪いです。

○ 樋口博己委員長

そうすると、10月8日はどうですか。10月8日は皆さん、よろしいですか。

じゃ、10月8日の火曜日、午前10時から、これをまず一つ確保させてください。

もう一つなんですが、10月の後半で、10月31日木曜日、午後1時30分なんですが、これは年間議事予定で特別委員会の日程の枠があるんですが、できれば10月31日午後1時半からお願いしたいんですが、ご予定どうですか。

10月31日木曜日、午後1時30分、よろしいですか。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

改めて確認します。

今後の日程ですが、まずは、8月2日金曜日、議員説明会終了後、30分から1時間程度お願いしたいと思います。

二つ目が10月8日火曜日、午前10時から。これは午前中2時間程度お願いしたいと思います。

もう一つ、三つ目が10月31日木曜日、13時30分。これも2時間程度お願いしたいと思います。

この三つの日程を確定させていただきたいと思います。ありがとうございます。

最後に皆さんのほうで何かございましたら、よろしいですか。

副委員長、何か。

○ 川村幸康副委員長

大丈夫です。

○ 樋口博己委員長

これで、本日の人権施策等調査特別委員会を閉じさせていただきたいと思います。  
長きにわたりまして、ありがとうございました。

15 : 21 閉議